

会員各位

(一社)大阪府高圧ガス安全協会

「高圧ガス移動上の遵守事項」のクリアファイルの紹介について

大阪・関西地区では6月にG20大阪サミット、9月にラグビーワールドカップなどの国際行事が開催され、開催前には危険物車両路上点検なども実施されるものと考えます。

今回、(公社)東京都高圧ガス保安協会の会報に「高圧ガス移動上の遵守事項」がクリアファイルで販売されているという情報がありましたのでご紹介させていただきます。

移動上の遵守事項確認と乗務員の保安意識高揚・路上点検対策としてイエローカードなどを入れて携行するのには良いツールと考えています。

購入希望者には購入様式なども添付いたしますので、直接ご購入下さい。

記

(1) 販売元

公益社団法人 東京都高圧ガス保安協会

東京都高圧ガス溶材協同組合

*「公益社団法人 東京都高圧ガス保安協会」HPの「図書販売」⇒「公益社団法人 東京都高圧ガス保安協会 発行図書」参照願います。

(2) クリアファイル内容

警戒標や携行書面、裏面にはトラックへの容器積み方などの表示

PDF版を添付します。

(3) 価格

200円/枚(税込)。但し、10枚以上は150円/枚(税込)

振込手数料、送料は発注者負担となります。

送料は販売元である(公社)東京都高圧ガス保安協会に事前に確認願います。

以上

高圧ガス 周知文書

可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素用
高圧ガス移動基準（抜粋）

高圧ガスを移動する際には高圧ガス保安法、ならびに関係法令を遵守され、高圧ガスによる災害の防止に努められるようお願いいたします。

高圧ガス移動上の遵守事項

高圧ガス保安法に違反した場合、交通違反などとは異なり刑事事件として扱われ、また、30万円以下の罰金が、違反者だけでなく法人の代表者若しくは法人、個人にも科され、トータルで100万円を超える場合もあります。

※以下の規定は、車両に積載されるバラ積み容器に適用。ただし、内容積25L以下、合計50L以下の高圧ガス容器の移動は一部適用が除外されます。

警戒標等

- 車両の前方及び後方から見やすい位置に設置
- 黒字に黄色（蛍光）文字で、「高圧ガス」が基本



消火器

- ガスの種類、積載量に応じて携行する消火器が異なります。

積載量	0 m ³ 0kg <	15m ³ 150kg <	100m ³ 1000kg <
可燃性ガス 特定不活性ガス 酸素 三フッ化窒素	B-3 1個以上	B-10 1個以上	B-10 2個以上

1. 消火器は速やかに使用できる場所に設置してください。
2. 消火器には消防法で定められた点検・整備が必要となりますので、注意してください。
また、以下の場合には改善が必要となります。

- ①容器外観に腐食があるもの
- ②ピンがないもの
- ③ピンが上に抜く構造以外のもの
- ④ピンとグランド部のシールがないか、切れているもの



携行書面

- 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素は、積載しているガスの名称、性状及び災害防止のために必要な遵守事項を記載したイエローカードを携行してください。
※緊急連絡先も必ず記入してください。

※緊急連絡先も必ず記入してください。

イエローカード

緊急通報体制図、防災事業所一覧表、移動監視者証又は高圧ガス製造責任者免状（冷凍除く）、地域防災協議会会員証（写し）又は申し合わせ書（写し）

販売店

防災資機材

●可燃性ガス・酸素は下記の緊急防災工具を携行してください。

赤旗、赤色合図灯又は懐中電灯・電池、メガホン、ロープ(長さ15m以上×2本以上)、漏洩検知液・石鹼水、車輪止め(2個以上)、容器バルブ開閉ハンドル、容器バルブグランドスパナ又はモンキレンチ、皮手袋

※毒性ガスにあつては、上記に加え別途防災工具が必要となります。



緊急防災工具

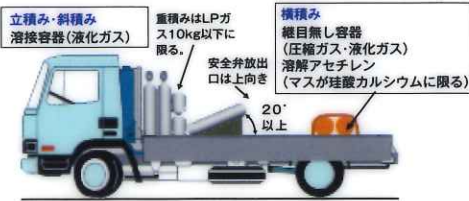
積載方法

※内容積に関係なく必要

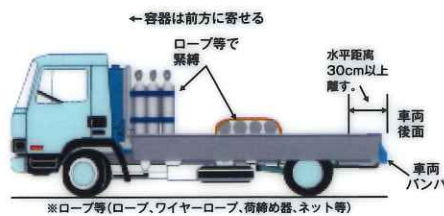
- 圧縮ガスの充填容器は、原則として横積みにする。
- アセチレン容器及び液化ガス充填容器は、原則立積み、又は斜め積みにする。
- 可燃性ガスと酸素容器のバルブは向かい合わないようにする。
- 混載禁止

- ①塩素とアセチレン、アンモニア又は水素の充填容器等
 - ②高圧ガス充填容器等と危険物
- 例) 酸素、アセチレンとガソリン、灯油、軽油

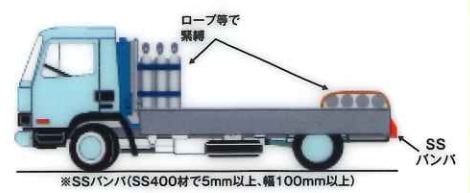
容器積載方法(原則)



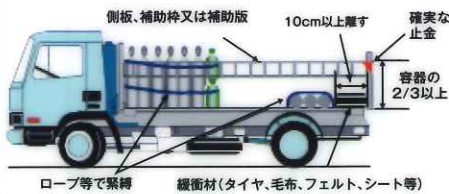
容器積載方法(原則)



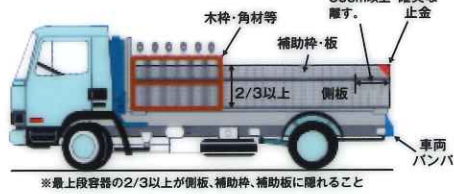
車両後面と容器後面の水平距離30cmと同等 容器固定特例(イ)



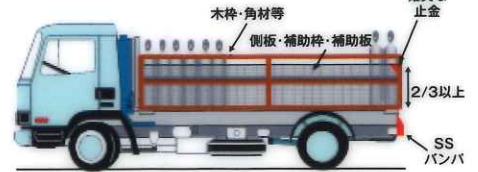
車両後面と容器後面の水平距離30cmと同等 容器固定特例(ロ)



ロープ固定と同等 容器固定特例(ハ)



ロープ固定と同等 容器固定特例(ニ)



- 容器は 40℃以下に保つこと。
 - プロテクターの無い容器にはキャップを施すこと。
- ※圧力調整器は、容器から外して積載する。

移動・駐車時

- 移動するときは、繁華街又は人混みを避けること。
- 食事その他やむを得ない場合を除き、車両を離れないこと。
- 駐車する場合は、学校、病院等の密集地を避け、かつ交通量が少ない安全な場所を選ぶこと。
- 長時間、車両に高圧ガス容器を積載しないこと。(駐車時間が2時間を超える場合には、貯蔵関係の法令規定に抵触)
- 移動中、容器等が危険な状態になった場合又は高圧ガス容器等に係る事故の場合に措置を講じること。(例：荷受人への連絡、高圧ガス取扱者への応援、災害発生、拡大防止のための措置)

※法的義務はありませんが、ワンボックスやワゴン車で容器を運搬する場合は、ガスが漏れても滞留しないよう窓を開けておくなど、換気措置を施してください。

移動基準を遵守するとともに、窓を開けておくなど、換気措置を施してください。



長時間、車両に高圧ガス容器を積載しない。

注) 高圧ガス保安法では、以上の移動基準が定められていますが、都道府県によっては、別途運送基準を定めているところがあります。その基準にも従ってください。

FAX : 03-3830-0266

クリアファイル購入申込書

クリアファイル名	単 価	冊数	金 額
高圧ガス周知文書 高圧ガス移動上の遵守事項		冊	円
		冊	円
		冊	円
		冊	円
		冊	円
送 料		冊	円
合 計		冊	円

お届け先	電話番号		FAX	
	住 所	〒	—	都・道・府・県
	氏 名	(法人の場合は部署名までご記入願います。)		

「支払証明書」貼付場所

購入方法（太線内を記入する。）

- 1 単価は1枚200円（税込）、10枚以上の場合には1枚150円（税込）。
- 2 上記金額を三井住友銀行銀座支店（口座名：公益社団法人東京都高圧ガス保安協会、普通預金口座番号：147732）へ振込み、振込証明書のコピーを左の貼付場所にのり付けする。
- 3 本紙を上記 FAX 番号へファックスする。（FAX が協会へ着き次第、発送します。）
- 4 振込み手数料及び送料は、申込者負担です。

（送料は事前に下記までお問合せください。）

問合せ先：公益社団法人東京都高圧ガス保安協会

〒113-0033 文京区本郷 5-23-13 タムラビル 3階

Tel 03-3830-0252 Fax 03-3830-0266